

研究倫理規程

(2014年3月11日制定)
最近改正2021年1月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、「公正な研究活動の推進に関する規程」(以下「公正規程」という。)
第3条に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)において遂行
する学術研究に求められる研究者の倫理的基準に関し、本学の各研究分野に共通する基
本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、特に定めのない限り、公正規程に定める用語の
定義に従う。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、我が国の法令、本学の諸規程・規則等の他、国際的に認められた規範、
規約、条約等を遵守する。また、異なる学問分野や他の国、地域、組織等の研究活動に
係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを十分尊重する。

(研究のためのデータ等の収集)

第4条 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する際は、一般的に妥当と
考えられる方法及び手段で、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努める。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究者は、あらかじめ研究対象者等に研究の内容、方法等を説明し、理解を求め
た上で、明確な同意を得るよう努める。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、研究活動を行うにあたり、「真宗大谷学園個人情報保護に関する規程」
を遵守する。

(ハラスメント)

第7条 研究者は、研究活動を行うにあたり、本学の「ハラスメント防止のためのガイド
ライン」を遵守する。

(機器、薬品等の安全管理)

第8条 研究者は、研究実験において研究装置及び機器、薬品、各種材料等を用いるとき
は、関係法令、規程等を遵守し、その安全管理に必要な措置を講じる。

(利益相反)

第9条 研究者は、産官学連携による研究活動の際には、企業等から収入又は報酬その他の利益を得ることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務遂行を妨げないよう努める。

(第三者への委託)

第10条 研究者は、第三者に委託して実験又は調査等を行う場合は、この規程の趣旨に則して実験又は調査等が行われるよう必要な措置を講じる。

(研究成果の公表)

第11条 研究者は、研究成果を広く社会に還元するため、原則としてこれを公表することが責務であることを自覚する。ただし、知的財産権等の取得その他合理的理由のため、発表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとする事ができる。

2 研究者は、研究成果の公表にあたっては、先行研究について適切にふまえ、論文等の中で明示すること。また、他者の知的財産を侵害しないよう注意する。

(データ等の保存及び開示)

第12条 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性の確保のため、データ等を研究成果の公表後少なくとも10年間保存し、必要な場合に開示する義務を負う。

(オーサーシップ)

第13条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切な原著者としての地位が認められる。

(不正行為の禁止)

第14条 研究者は、研究活動のすべての過程において、捏造、改ざん、盗用等の行為は、本学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを自覚し、絶対に行ってはならない。

(研究費等の管理)

第15条 研究者は、研究費等を当該研究に必要な経費のみに使用し、研究費等の使用に関する証拠書類等を適切に管理する。

2 研究者は、研究費等を使用するにあたり、関係法令、本学の諸規程、当該研究費等の使用規定等を遵守する。

(他者の業績評価)

第16条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わる時は、評価基準・審査要綱等及び自己の知見に基づき適切に評価を行い、これに関わり知り得た情報は、不正に利用又は漏洩を行わない。

(研究倫理ガイドライン)

第17条 研究倫理に関する、より詳細な事項については、「研究倫理ガイドライン」に定める。

(所管)

第18条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、公正な研究活動推進委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、2014年3月11日から施行する。

付 則

この規程は、2017年3月2日に一部改正し、2017年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、2019年7月17日に一部改正し、2019年4月1日に遡及して施行する。

付 則

この規程は、2021年1月20日に一部改正し、2021年4月1日から施行する。